



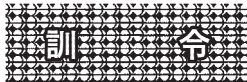
# 長野県報

3月31日(木)  
平成23年  
(2011年)  
号外

## 目次

### 訓令

職務に専念する義務の特例に関する訓令の一部改正(人事課) ..... 1



### 長野県訓令第7号

本庁内部部局  
現地機関

職務に専念する義務の特例に関する訓令(昭和61年長野県訓令第9号)の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行します。

平成23年3月31日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表中

外国籍児童支援会議	理事 幹事
多文化共生くらしのサポーター運営委員会	委員
(財)長野県文化振興事業団	理事 監事

を

(財)長野県文化振興事業団	理事 監事
---------------	-------

に、

長野県青少年育成県民会議	常任理事 監事 事務局長 事務局次長
長野県金融広報委員会	副会長 幹事
長野県消費者の会連絡会	事務局長

を

長野県金融広報委員会	副会長 幹事
長野県消費者の会連絡会	事務局長
長野県青少年育成県民会議	常任理事 監事 事務局長 事務局次長

に、

「(財)長野県長寿社会開発センター」を

「公益財団法人長野県長寿社会開発センター」に、

「(財)信州医学振興会」を

「公益財団法人信州医学振興会」に、

「(社)長野県産業廃棄物協会」顧問 参与

を

「(社)長野県産業廃棄物協会」参与

に、

「(社)長野県情報サービス振興協会」を

「一般社団法人長野県情報サービス振興協会」に、

「(社)発明協会長野県支部」副支部長 専務理事

を

「一般社団法人長野県発明協会」副会長

に、

「信州メディカルシーズ育成拠点事業運営委員会」委員

を

「信州メディカルシーズ育成拠点事業運営委員会」副委員長 委員

「信州メディカル産業振興会」理事

に、

「長野県・河北省高校生交流事業実行委員会」委員長 事務局長

を

「長野県・河北省青少年相互交流事業実行委員会」委員長 事務局長

「外国籍児童支援会議」理事 幹事

「多文化共生くらしのサポーター運営委員会」委員

に、

「長野米販売対策協議会」参与 理事

を  
「

長野米生産販売対策協議会	副会長
--------------	-----

」

に、「

長野県水田農業推進協議会
--------------

」を

「

長野県農業再生協議会
------------

」に、

「

長野県米穀振興協会	副会長
長野県農業普及学会	顧問

」

を  
「

長野県農業普及学会	顧問
-----------	----

」

に、「

(財)長野県農業開発公社	理事長 参与
--------------	--------

」

を  
「

(財)長野県農業開発公社	理事長 参与 監事
--------------	-----------

」

に、「

(財)長野県林業労働財団	理事
信州きこの消費拡大協議会	委員

」

を  
「

(財)長野県林業労働財団	理事
--------------	----

」

に、「

(財)長野県緑の基金
------------

」を

「

公益財団法人長野県緑の基金
---------------

」に改める。

本則の2の表中

「

郡総合農政推進協議会	顧問
地域農村リーダー認定委員会	委員
地区猟友会	顧問

」

を  
「

地区猟友会	顧問
-------	----

」

に改める。

本則の3の表中「

(財)長野県長寿社会開発センター
------------------

」を

「

公益財団法人長野県長寿社会開発センター
---------------------

」に改める。

本則の5の表中「

(社)発明協会長野県支部
--------------

」を

「

一般社団法人長野県発明協会
---------------

」に、

「

地区園芸作物生産振興協議会	顧問 副会長 委員 部会員
(財)長野県農業開発公社支所	幹事
郡総合農政推進協議会	幹事
信州きこの消費拡大協議会	委員

」

を  
「

地区園芸作物生産振興協議会	顧問 副会長 委員 部会員
---------------	---------------

」

に改める。

人事課